

6 - 1

町村名	熊本町
-----	-----

(回答例)

第31回 町村監査委員に関する実態調査表

1 監査委員調 (令和6年4月1日現在)

	氏名 生年月日	年齢 (注2)	現任期 自 R3.4.1 至 R7.3.31	在職年数 (注3、7)	職業 (注4)	公務員歴 (注5)	常勤 (注6)
識見 (注1)	熊本太郎 S36.4.24	62	自 R3.4.1 至 R7.3.31	4年0月 4/1現在欠員	無職	総務課長	○
			自 至	年 月			
議選	肥後次郎 S45.1.26	54	自 R6.5.10 至 R10.4.3	年 月 4/1現在欠員	会社役職員		
			自 至	年 月			

識見監査委員を2名以上 選任する条例の制定 (法195条第2項) (注8)	
無	有
○	

議選監査委員を 選任しない条例の制定 (法第196条) (注9)	
無	有
○	

- (注) 1 識見監査委員を2名以上選任する条例(195条第2項)又は議選監査委員を選任しない条例(法第196条)により識見監査委員を2人以上置いている場合、下段に回答。
- 2 年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢を回答。
- 3 在職年数は、監査委員としての在職年数(通算)を回答。(令和6年4月1日も1か月在職として回答)
- 4 職業別分類は、「留意事項」シートに記載の区分により回答。
- 5 公務員歴には、監査委員に就任する以前に一般職、特別職に就いていた場合の最終職名を回答。
(例)副町(村)長、会計管理者、総務課長、議員、県庁職員、教職員等
兼任していた場合は、主たる職を回答。
- 6 監査委員が常勤の場合(法第196条第4項)は、「常勤」欄に○と回答。
- 7 4月1日現在欠員の場合は、在職年数欄の「4/1現在欠員」に○と回答し、その他の欄は4月1日以降の新任者についてすべて回答。
- 8 識見監査委員を2名以上選任する条例(法195条第2項)の制定状況について、該当箇所に「○」と回答。
- 9 議選監査委員を選任しない条例(法第196条)の制定状況について、該当箇所に「○」と回答。

町村名	熊本町
-----	-----

2 監査委員補助職員調（令和6年4月1日現在）

定数(条例) (注1)	氏名	専任		兼任				事務局設置 (注4)	
		職名	在職年数 (注3)	専任 職名	所属課名	在職年数 (注3)	給与を監査委 員費に計上	給与を他の費 目に計上	
専任	阿蘇一郎			局長	議会事務局	4.1	人	人	<input type="radio"/> 有
兼任		2人							
現在数 (注2)	天草花子			書記	議会事務局	0.1			※有の場合 設置根拠
2人									<input type="radio"/> (1) 条例 <input type="radio"/> (2) 規程 <input type="radio"/> (3) その他 ↓ ()

↑回答漏れ注意

回答漏れ注意↑

監査委員事務局の 共同設置(注5)	
無	有
<input type="radio"/>	

- (注) 1 職員定数条例に定められている監査委員事務局職員の定数を専任、兼任別で回答。
 2 実際に監査委員に関する職務に従事している職員数を回答し、その詳細を右欄に回答。
 3 在職年数は、監査職員としての在職年数(通算)を回答。(令和6年4月1日も1か月在職として回答)
 4 事務局設置欄は、設置の有無及び設置根拠を回答(該当に○印)する。
 設置根拠に「(3)その他」を選択した場合は、下の()に具体的な根拠を回答。
 5 他の普通地方公共団体との監査委員事務局の共同設置(法252条の7項)状況について、
 共同設置の有無を回答(該当に○印)する。

3 監査委員費調（令和6年度当初予算）

<input type="radio"/>	暫定予算(注1)
-----------------------	----------

(単位：千円)

報酬	職員給与費 (注2)	旅費	需用費	役務費	使用料及び 賃借料	備品購入費	負担金・補助 及び交付金
500	8,000	300	100	3	10		120

その他 (注3)	「その他」について具体的内容(注3)	計(A) (自動計算)	令和5年度 最終予算額 (B)	増減 (A)-(B) (自動計算)
		9,033	9,200	△167

↑回答漏れ注意

- (注) 1 回答する予算が「暫定予算」である場合は、上記「暫定予算」欄に○を回答。
 2 「職員給与費」は、給料、職員手当等及び共済費の合計を回答。
 3 「その他」は、右の回答欄に具体的内容を回答。

町村名	熊本町
-----	-----

4 監査委員報酬・費用弁償調（令和5年度当初予算）

報 酬			
支給区分 (該当に○印)		代 表	議 選 (注 1)
1 年 額	○	245,000 円	180,000 円
2 月 額			
3 日 額			

(注) 1 識見監査委員を2名以上選任する条例（195条第2項）及び議選監査委員を選任しない条例（法第196条）により識見監査委員が2名以上いる場合は入力。

(単位：円)

費 用 弁 償								
町村内			町村外（県内）			町村外（県外）		
車賃	日当	宿泊料	車賃	日当	宿泊料	車賃	日当	宿泊料
37/km	1,000		37/km	2,000	10,000	37/km	2,000	甲12,000 乙10,000

(備 考) ※上記費用弁償について、補足事項等ある場合に回答。

町村外の日当については、宿泊を伴う場合のみ支給する。

※上記費用弁償の支給方法について、補足事項等あれば、この(備考)欄に回答してください。セルの中で改行したい場合は「Altキー」+「Enterキー」で改行できます。

町村名	熊本町
-----	-----

5 令和5年度監査所要日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(1) 監査所要日数総括表

事項	一般監査				出納検査		特別監査			
	定期 監査 (注4)	随時 監査	財政的 援助団体等 の監査 (注5)	行政 監査	例月	随時 (注6)	直接請求 による	議会の 請求に よる	請願措置の 監査	長の要求 による
回数・ 件数	1回	回	1回	1回	12回	回	件	件	件	件
所要日数	12日	日	2日	1日	12日	日	日	日	日	日

— 具体的に回答してください。

特別監査		財政健全 化法によ る審査 (注8)	指定金融 機関監査	基金運用 状況審査 (注9)	住民監査 請求に よる監査	職員の賠償 責任による 監査	その他	計 (自動計算)	
共同設置 機関の監 査	決算 審査 (注7)						()	回	件
件	7件	7件	件	6件	1件	件	件	15	21
日	9日	2日	日	4日	10日	日	日	52	

↑ 回答漏れ注意

(注) 1 各項目を同時に行った場合も、所要日数をそれぞれの項目に回答。

(所用日数はそれぞれの項目の延べ日数で算出、合計が365日を超えても可)

例 1日に定期監査と行政監査と指定金融機関の監査を行った場合も、それぞれの項目に1日を算入。

2 実際に監査（書類・実地）を行った日を対象とし、監査に伴う事前又は事後の事務処理等に要した日数は含まない。

3 各項目の監査所要日数は1日以上として回答。（例えば、監査を半日行った場合でも1日とする。）

4 定期監査の回数は、実施時期の回数ではなく、監査対象を全て行った場合を1回とする。

5 財政援助団体等の監査の回数は、団体や事業の数ではなく実施時期の回数を回答。

6 随時検査は、制度としてはないが、実際に行った場合、回答。

7 決算審査の件数は、審査した決算の合計件数を回答。

8 財政健全化法による審査の件数は、審査した会計の数を回答。

9 基金運用状況調査は、決算審査と同一で行っている場合でも回答。

10 各項目の内容については、「留意事項」シートを参照。

町村名	熊本町
-----	-----

(2) 定期監査等を実施していない理由 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)
 (実施していない場合のみ回答)

項目	理由
定期監査	
例月出納検査	
決算審査	
財政健全化法による審査	
基金運用状況審査	

(3) 監査所要日数詳解

例月出納検査							
年間 総日数 (注1) (自動入力)	月平均 日数 (自動計算)	最長月の 日数	証拠書類の検査 (○印)		調書の様式		
			する	しない	有 (○印) (様式の決定者)		無 (○印)
					監査委員	会計管理者	
12 日	1.0 日	1 日	○		○		

定期監査							
年間 総日数 (注1) (自動入力)	実施要領 (○印)		実施結果 (○印)		調書の様式		
	1ヶ月 集中	2ヶ月以上 分散	部課全部 実施	部課一部 のみ実施	有 (○印) (様式の決定者)		無 (○印)
					監査委員	会計管理者	
12 日		○	○		○		

決算審査 (注2、3)				財政的援助団体等の監査 (注2)		
一般・特別会計		企業会計		回数 (自動入力)	件数	所要日数 (自動入力)
件数	日数	件数	日数			
6 件	8 日	1 件	1 日	1 回	5 件	2 日

↑回答漏れ注意

- (注) 1 5 (1) 例月出納検査、定期監査日数と一致を確認。
 2 「件数」の欄には審査または監査した会計の件数を回答。
 3 合計件数が5 (1) 決算審査と一致することを確認。
 4 回数、所要日数が5 (1) 財政援助団体等の監査と一致することを確認。

町村名	熊本町
-----	-----

6 監査委員活動日数調 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

↑具体的に回答してください。

事項	監査所要 日数 (注2)	庶務処理等 登庁日数 (注3)	議会出席 (注4)		視察・ 研修会	公共的団体 等への 会合出席	その他 (注5) ()	合計 (自動計算)
			本会議	委員会				
代表	50 日	10 日	5 日	日	5 日	3 日	日	73 日
議選	40 日	5 日	日	日	5 日	3 日	日	53 日
識見	日	日	日	日	日	日	日	0 日

- (注) 1 各項目を同日に行った場合も、所要日数をそれぞれの項目に回答。
 例 研修会と公共団体等への会合出席が同日であった場合、それぞれの項目に日数を回答。
 2 4 ページ 5 (1) の所要日数合計欄の数値を代表・議選・識見委員別に分け回答。
 3 監査に伴う事前又は事後の事務処理を含む庶務処理等に要した日数を回答。
 4 議選監査委員の議会出席の本会議欄は、法第121条による説明員として出席した場合のみの日数を回答。委員会欄は、監査委員として出席要求があり、出席した日数を回答。
 5 その他の欄は、各項目のほか広く監査委員の職務として用務を行った日数を回答。

7 識見監査委員の各定例会本会議 (令和5年度) への出席状況等 (該当に○印)

定例会	議会から出席要求を受けて出席	出席要求は受けませんが慣例により出席
6月	○	
9月	○	
12月	○	
3月	○	

議場内の監査委員席	
指定席	特になし
○	

↑回答漏れ注意

町村名	熊本町
-----	-----

8 監査基準等制定の有無、監査年間計画作成等調（該当に○印）

監査基準 (注1)		監査規程 (注2)		処務規程 (注3)		公印規程 (注4)		専用事務室		令和6年度 監査計画		工事監査等の 外部委託 (注5)	
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
○		○		○		○		○		○			○

- (注) 1 監査基準という名称でなくても、標準町村監査基準に準拠している場合においては、策定されているものとみなす。有の場合下記の(1)～(3)いずれかに回答。無の場合は(4)に策定していない理由を回答。
 2 監査基準は策定していないが、上記項目を定めた規程等を制定している場合や、監査基準を策定しているが上記項目を定めた規定等を別に定めている場合などが対象。
 3 処務規定という名称でなくても、監査委員等の事務処理に関する規定が整備されている場合においては、制定されているものとみなす。
 4 単独で制定していなくても、他の規定の一部として規定している場合や、執行部の規定を準用することを規定している場合においては、制定されているものとみなす。
 5 工事監査等の外部委託は、法第252条の27による外部監査契約ではなく、制度としてはないが、直接請求による監査、議会の要求による監査及び定期監査等を行うにあたり、監査の性質上、土木、建築等の専門的知識が必要な場合に当該工事の調査等を民間団体等に対し外部委託している状況について。
 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

監査基準の策定の有無 (注1)										監査基準の 例規集への 掲載		
有	(1) 総務大臣が示す指針と同一の基準								○		有	無
	(2) 総務大臣が示す指針を踏まえて変更した監査基準（変更箇所を回答）											
	(3) 既存監査基準を監査基準として位置づけ											
無	(4) 監査基準の策定無し（未設定の理由を回答）											
令和3年度監査計画の変更の有無 (注2)					勧告の実施の有無 (注3)							
有	監査等の種類及び対象等の項目を追加				事項	見積書の徴収方法				○		
					理由	一者からの見積徴収では不十分なため						
無					無							

- (注) 1 (1)～(4)のいずれかに回答。(1)及び(3)に該当する場合は「○」と回答。
 (2)に回答する場合は変更箇所、(4)に回答する場合は未設定の理由を回答。
 2 監査基準の策定に伴う監査計画の項目等の変更の有無。有の場合は内容(変更点)を回答。
 3 法第199条第11項により勧告を実施した場合に、有へ必要があると認めた事項とその理由を回答。

町村名	熊本町
-----	-----

9 議会・住民に対する監査結果の報告方法調（該当に○印、複数回答可）

議会への報告				住民への報告			
定期	例月	決算	報告方法				
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		(1) 文書のみで報告	<input type="radio"/>	(1) 議会広報	<input type="radio"/>	(5) その他
		<input checked="" type="radio"/>	(2) 識見委員が 文書と併せて口頭で報告	<input checked="" type="radio"/>	(2) 町（村）広報	<input checked="" type="radio"/>	()
			(3) 議選委員が 文書と併せて口頭で報告	<input checked="" type="radio"/>	(3) 掲示板	<input type="radio"/>	(6) なし
			(4) その他 ()	<input type="radio"/>	(4) ホームページ		

10 議選監査委員の人選方法（令和6年4月1日在職者）（該当に○印）

議会に一任	長と議会で相談	長限りで決めた	議選監査委員を選任していない
<input checked="" type="radio"/>			

(注) 監査委員の選任は、長の権限であるが(法第196条第1項)、人選の具体的方法を調べるもの。
4月1日現在、議選監査委員が欠員である場合は、直近の人選方法について回答。
法第196条第1項により議選監査委員を選任していない場合は記入不要。

11 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

会計管理者が 決算を町村長に 提出した日 (A)	町村長が 決算を監査委員に 送付した日 (B)	(A) から (B) までの 期間の日数 (自動計算)	監査委員の決算審査			決算審査意見書を 町村長に提出した 日 (E)
			開始 (C) (注1)	終了 (D) (注1)	実質審査日数	
7月10日	7月20日	10 日	7月25日	8月10日	10	8月15日

(B) から (C) までの所要日数 (自動計算)	(B) から (E) までの所要日数 (自動計算)	(B) から (E) まで条例 で規定されてい る日数 (注2)	意見書の作成要領 (○印)			決算が上程された 最初の本会議
			監査委員 自身で作成	監査委員の 指示を受けて 職員が作成	職員が作成して 監査委員が検討	
5 日	26 日	△ 30 日	<input checked="" type="radio"/>			9月10日

(注) 1 委員の決算審査の開始とは初めて着手した日、終了とは委員が意見の最終決定をした日をさす。
2 (B) から (E) まで条例で規定されている日数について、条例の規定に「ただし、審査が○日以内に完了しない場合には、その旨を町（村）長に通知し当該期間を延長することができる。」とある場合には△印をつける。※記載例 △30日
3 期間の日数の計算については、初日を算入せず回答。
※記載例 7月1日～4日の場合→3日

町村名	熊本町
-----	-----

1 2 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調(注1)

相手方(注2)	資料名(注3)
町長 議長 農委 教委	決算統計調査資料 契約事項調書 滞納内訳調書(一般会計) 不能欠損額調書 住民税未申告者調書 流用科目明細書 特別導入事業基金貸付明細書 国保税の 滞納内訳書

- (注) 1 令和4年度**一般会計**歳入歳出決算審査にあたって執行当局(町(村)長、教委、農委、選管、その他)に対して、要求した決算審査資料名を回答。
 2 執行部側各課(総務課、税務課等)に対するものは、相手方は「町(村)長」に統一。
 3 資料名には、「決算書」及び法(第233条)、法施行令(第166条)に基づき「決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」、「財産に関する調書」等審査が義務付けられているものを除き、それ以外に監査委員が要求した資料を記入。特になし場合は、「**特になし**」と回答。

町村名	熊本町
-----	-----

1 3 令和5年度監査活動実績調(令和5年4月～令和6年3月)

4月	5月 随時(学校備品)	6月	7月 決算(一般・特別・水道)	8月 決算(一般・特別・水道)	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期行政	定期援助(体育協会ほか5団体)		住民請求		

(注) 例月出納検査を除いて各月に実施されたすべての監査を次の要領で漏れなく回答。
(財政的援助団体等監査、随時監査については対象の部課または団体を必ず回答、また決算審査については会計の種類<一般・特別・公営(水道・病院等)>を必ず回答)

<回答例>

- 定期監査(199条④)・・・定期
- 行政監査(199条②)・・・行政
- 財政的援助団体等監査(199条⑦)・・・援助(農協、商工会、△△組合)または援助(体育協会ほか5団体)
- 随時監査(199条⑤)・・・随時(学校備品、建設課工事)
- 決算審査(233条)・・・決算(一般、特別、水道)
- 賠償責任監査(243条の2③等)・・・賠償監査
- 指定金融機関監査(235条の2②等)・・・金融監査
- 住民監査請求(242条)・・・住民請求
- 町村長要求監査(199条⑥)・・・長要求
- 議会請求監査(98条②)・・・議会請求
- 直接請求監査(75条)・・・直接請求

※5(1)、(2) 監査所要日数調の記載との一致を確認。

1 4 令和5年度監査計画と実績

監査計画策定年月日	計画と実績の比較(○印)		計画どおり実施できなかった理由
	計画どおり実施できた	計画どおり実施できなかった	
5年 月 日	○		

(注) 計画どおり実施できなかった場合はその理由を回答。

町村名	熊本町
-----	-----

15 監査指摘事項の履行確保のための措置調(該当に○印、複数回答可)

次の監査の際 確認している	その都度			その他の措置 (具体的に記載)	特になし
	文書で改善措置について 回答を求めている	関係課長・係を集めて 口頭で直接指摘している	町村長・会計管理者に 直接申し入れている		
○	○	○			

16 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

監査対象	指摘事項の内容	指摘後 直ちに是正	その後 是正	是正できな いもの	検討中・ 未回答他
〇〇課	監査指摘事項	○			
〇〇課	監査指摘事項	○			
〇〇課	監査指摘事項		○		
〇〇委員会	監査指摘事項			○	
〇〇委員会	監査指摘事項		○		
〇〇について	監査指摘事項		○		
〇〇について	監査指摘事項		○		
〇〇について	監査指摘事項	○			
〇〇について	監査指摘事項	○			
〇〇について	監査指摘事項				○

(注) 定期監査の結果に関する報告(法第199条第9項)における監査指摘事項のうち、主なものについてその監査対象、指摘事項の内容、是正状況を回答。特にない場合は、「特になし」と回答。

※併せて、貴町村の定期監査報告書を電子データ(PDF形式等)でお送りください。

(いただいた報告書データはホームページ等で公表させていただきますのであらかじめご了承ください。)

町村名	熊本町
-----	-----

17 地方自治法第199条第10項の意見提出の事例(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

(○印)		要 旨
無	有	
	○	○○について△△の措置を講じられたい。

↑無い場合は必ず「無」に○を入れてください。

18 行政監査（地方自治法第199条第2項）の事例(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

(○印)		回数 (自動入力)	所要日数 (合計) (自動入力)	監 査 対 象 (注1)
無	有			
	○	1 回	1 日	組織体制及び事務分掌
				理 由 (注2)
				事務事業見直しに対する監査を行うため

↑無い場合は必ず「無」に○を入れてください。

- (注) 1 監査の対象とした町村の事務の内容等を具体的に回答。
2 監査委員が監査が必要と認めた理由を回答。

町村名	熊本町
-----	-----

19 特別監査の事例(令和5年4月1日~令和6年3月31日)(該当町村のみ記入)

監査の種別	件数 (自動入力)	所要日数 (自動入力)	内 容	結 果(注1、2)
住民監査請求による監査 (法242)	1 件	10 日	〇〇については、違法な公金の支出である。	棄却
職員の賠償責任による監査 (法243の2③等)	0 件	0 日		
議会の要求による監査(法98②)	0 件	0 日		
直接請求による監査(法75)	0 件	0 日		
指定金融機関等監査 (法235の2②等)	0 件	0 日		
長の要求による監査(法199⑥)	0 件	0 日		

(注) 1 住民監査請求による監査における「結果」は、「却下」、「棄却」、「認容」等で回答する。

2 監査結果の決定が翌年度になったものは、その旨を回答。(次回調査で結果を回答)

※5 (1) 監査所要日数調の件数、日数との一致を確認。

町村名	熊本町
-----	-----

20 金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況

(1) 指定金融機関の指定状況（該当欄に○印、指定年月日（契約開始日）を回答）

未指定	指 定		指定年月日
	<input type="radio"/>	銀行	H16.4.1
	<input type="radio"/>	農協	
	<input type="radio"/>	その他 ()	

←回答漏れ注意

※「ゆうちょ銀行」（旧日本郵政公社）は、銀行に含める。

(2) 指定金融機関を指定している町村の指定代理金融機関、収納代理金融機関の状況（指定金融機関の指定町村のみ該当欄に○印を回答、複数可、「その他」は具体的な金融機関名を回答）

区分	銀行	農協	漁協	信用金庫	信用組合	労働金庫	その他
指定代理金融機関	<input type="radio"/>						
収納代理金融機関	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※「ゆうちょ銀行」（旧日本郵政公社）は、銀行に含める。

(3) 指定金融機関の未指定町村の収納事務取扱金融機関の状況（指定金融機関の未指定町村のみ該当欄に○印を回答、複数可、「その他」は具体的な金融機関名を回答）

銀行	農協	漁協	信用金庫	信用組合	労働金庫	その他

※「ゆうちょ銀行」（旧日本郵政公社）は、銀行に含める。

21 例月出納検査に関する調

実施日	現金保管の状況は何日現在で検査（○印）				普通預金の現在高の確認（いずれかに○印）		
	検査日の前日	前月の末日	検査日の○日前	その他（具体的に）	残高証明書で確認	必要な都度証明書で確認	通帳残高で確認
10		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		

（複数回答可）

「検査の結果に関する報告」議会への報告方法	
<input type="radio"/>	(1) 文書のみで報告
<input type="radio"/>	(2) 識見委員が文書と併せて口頭で報告
<input type="radio"/>	(3) 議選委員が文書と併せて口頭で報告
<input type="radio"/>	(4) その他 ()

←回答漏れ注意

町村名	熊本町
-----	-----

2.2 外部監査に関する調（令和6年4月1日現在）（該当に○印）

外部監査に係る条例制定の有無	
有	無
○	

※有の場合は下記「①包括外部監査」、「②個別外部監査」を回答。

①包括外部監査（法第252条の27第2項）（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

包括外部監査の実績				監査対象事項
契約の相手方	契約金額		監査所要日数	△△について
①弁護士	合計	500,000 円	30 日	
○ ②公認会計士	平均	500,000 円	30 日	
③税理士	最高	500,000 円	30 日	
④ 政令で定める 識見を有する者	最低	500,000 円	30 日	

②個別外部監査（法第252条の27第3項）（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

個別外部監査の実績				監査対象事項
契約の相手方	契約金額		監査所要日数	△△について
①弁護士	300,000 円		10 日	
②公認会計士				
○ ③税理士				
④ 政令で定める 識見を有する者				

町村名	熊本町
-----	-----

2.3 令和5年度の先進地調査の実施状況（郡単位等の研修も含む）

実施団体	調査地	時期	所要日数	主なる研修項目
(回答例) 町(村)単独	〇〇県△△町	5年8月	1泊2日	①例月出納検査の実施状況 ②補助団体等監査の実施状況
郡	□□県◇◇村	5年11月	2泊3日	①監査諸規程の整備状況
●●町と合同	▼▼県◆◆町	6年2月	1泊2日	①決算審査について
郡	〇〇県□□町	5年10月	1泊2日	①定期監査について ②決算審査について ③住民監査請求の取り扱いについて

(注) 「実施団体」の欄には、先進地調査の実施団体（町単独、郡単位、他町村と合同等）を回答。

2.4 審査手続に関する調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（該当に○）

①学識経験者等からの意見聴取（法第199条第8項）

学識経験者等からの意見聴取の有無		意見聴取の実績			
無	有	意見聴取者（肩書）	回数	日数	内容
○			回	日	

(注) 監査委員は必要と認めるとき、学識経験者等から意見聴取できるが、貴町村で**意見を聴取した場合、「有」に回答し、意見聴取の実績も回答。**

②住民監査請求における陳述の聴取を行う場合の立会い（法第242条第7項）

住民監査請求における陳述の聴取を行う場合の立会いの有無		立会いの実績		
無	有	立会い者（肩書）	回数	日数
○			回	日

(注) 住民監査請求において、請求人の陳述の聴取又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若し職員の陳述の聴取を行う場合において、監査委員は必要と認めるときは、これらの者を立ち合わせることが貴町村で**立ち合わせた場合、「有」に○印で回答し、立ち合いの実績も回答。**
(住民監査請求自体がなかった町村は「無」に○印)

町村名	熊本町
-----	-----

25 監査専門委員に関する調（法200条の2）（令和6年4月1日現在）（該当に○）

監査専門委員の設置		
無	有	
	常設	臨時
○		

(注) 監査専門委員の設置の有無について、該当箇所にも○を記入。

26 内部統制に関する調

内部統制の導入		
無	有	
	法150条第2項の方針に基づくもの	法150条第2項の方針に基づかない自主的なもの
○		

(注) 内部統制の導入（法第150条）の有無について、該当箇所にも○を記入。

27 議会による権利放棄に関する調（法第242条第10項）

意見聴取の有無		内 容
無	有	
○		

(注) 該当に○を記入。**有の場合は内容を記入。**

28 免責条例の制定・改廃に関する調

意見聴取の有無		意 見
無	有	
○		

(注) 免責条例の制定・改廃についての監査委員の意見の有無を回答。
「有」と回答した場合で、監査委員から意見があったときはその意見の内容を回答。

29 監査等のデジタル化に関する調

(該当に○印、重複回答可)

タブレット端末による ペーパーレス化	監査等のオンライン開催	その他（具体名を記入）
○		

(以上)